

令和2年4月臨時議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第55号	議案名	専決処分について〔琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について〕			
目的	地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)等が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する。					
内容	<p>〔改正内容〕</p> <p>1 課税限度額の引上げ</p> <p>(1) 基礎課税額(医療分)に係る限度を63万円(現行:61万円)に引き上げる。</p> <p>(2) 介護納付金課税額(介護分)に係る限度を17万円(現行:16万円)に引き上げる。</p> <p>後期支援分19万円は現行どおり。</p> <p>2 減額の対象となる所得の基準の引上げ</p> <p>(1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円(現行:28万円)に引き上げる。</p> <p>(2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円(現行:51万円)に引き上げる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>I 課税限度額の見直し</p> <p>【改正後】課税限度額 基礎課税額：63万円 後期高齢者支援金等課税額：19万円 介護納付金課税額：17万円</p> <p>【改正後】軽減判定所得 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円) 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数＊) 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数＊)</p> </div>					
補足事項	<p>1 専決処分日 令和2年3月31日</p> <p>2 施行日 令和2年4月1日</p>					